

## 設計図書質疑応答書

1. 告示等 令和4年 11月 29日 石岡市告示第930号

2. 件名 R4南小学校什器等移転業務委託

	質問事項	回答
1	再委託についてですが、規模的に弊社単独での作業が厳しい為、グループ企業に大半を再委託する事は可能か。また、可能な場合は全体の何割程度までの再委託が可能であるか。尚、再委託を予定する委託先は当該入札の参加を致しません。	再委託については、業務の一括、または、主たる部分を下請業者に請け負わせてはならないとなっております。一部を再委託する必要がある場合は、発注者の許可を得なければならないとしています。 下請業者の割合については、特に規定はしておりません。
2	入札に参加する場合に現地調査(下見)が可能であるか。	事前に教育委員会教育総務課へ連絡をください。現地調査(下見)の設定をいたします。